

加藤弘之のナシヨナリズム——『人権新説』における考察

桑久保紀子（一九九〇年度卒・日本思想史ゼミナール）

はじめに

明治二三年、自由民権運動は「漸く下からの運動、すなわち小作農民、都市ブルジョアジーの全国運動となりはじめ」た。そして、明治一四年の政変では、国会開設と憲法の制定について急進的な意見を主張した大隈重信が失脚。そのとき政府は、いずれ（一八九〇年）国会を開くとした漸次的な国会開設の詔勅を出した。そして、その国会開設の大切な骨組みとなる憲法制定の方針として、プロシア的立憲君主主義を採用した。加藤弘之（一八三六年〜一九一六年、天保七年〜大正五年）はこのような時期に、『人権新説』（一八八二年、明治一五年）を発表している。これは自由民権運動におされぎみになっていた、当時の政府の方針を学問的に弁護するものであったと、一般的に言われる。

ところで加藤弘之の思想の発展を見てみると、三期に分れていると言える。第一期は「天賦人権説を把持していた時代」であり、初めての著書『鄰艸』が著された一八六〇（万延元）年から一八七二（明治四）年頃にあたる。第二期は、「ドイツ文献の翻譯と

その思想的転向に頂点たる『人権新説』において示されている実証主義的国家理論に進んだ天賦人権説拋棄の時代」である（一八七二・明治五年〜一八九一・明治二四年頃）。そして第三期は「実証主義的国家理論に仕上げの筆を入れた時代」（一八九三・明治一六年頃〜一九一六・大正五年頃）であった。

私が増上げたのは、第二期の中でも「思想的転向の頂点」にある『人権新説』である。

『人権新説』は政府の方針を学問的に弁護するものであったと言われている。しかしそれだけではなく、『人権新説』以降の弘之の思想の根源が、ここに記されていると思われる。ゆえに私はこの『人権新説』を考察対象としたのである。

まず第一章では、弘之の『人権新説』の中に見ることのできるナシヨナリズムの思想を紹介して、その中でも重要と思える、優秀劣敗・権力と権利の関係を通して、弘之の思想を追っていきたい。第二章では、弘之の国家観を、当時の日本政府と弘之の關係と、進化主義思想から受けた影響とを絡めて、考えてみたいと思う。

弘之が『人権新説』で発表した国家主義の思想が、社会に大きなショックを与えたことは、『人権新説』に対する多くの反駁が、

世間を騒がしたことを見ても間違いない。第三章では、この事を取り上げて、加藤弘之のナシヨナリズムの思想の構造とその意義を考えたい。

第一章 『人権新説』に見る弘之のナシヨナリズム

弘之のナシヨナリズムの素地として、ダーウィニズムの思想が働いている。そこでまず、そのダーウィニズムの中核である「優勝劣敗」について論述し、その上で、弘之が優劣に関わる「権力」と「権利」を、どのようにとらえていたかを明らかにしたい。

一、実理としての優勝劣敗

まず、進化主義とは弘之の言葉をもってすれば「実理」であり、「動物が生存競争と自然淘汰作用により、ようやく進化するにしたがいて、ようやく高等種類を生ずるの理を研究するもの」である。そして、生存競争や自然淘汰の過程というのは、必ず優勝劣敗の形をとることになる。

そこで弘之は、まず動植物における優勝劣敗の起る所以と、その実証となる事柄をこの『人権新説』に記している。

優勝劣敗という現象が起るためには、必ず優勝と劣者が存在している。弘之の言う優者と劣者とは、どのような者だったのだろうか。

まず優者と劣者との差が、どのように生じてくるかということ、問題になるが、それは「遺伝」と「変化」の作用によって生じると弘之は言う。「遺伝」とは、「祖先・父母より体質および

心性」に受ける遺伝のことである。そして「変化」とは、「自己生存中遭遇するところの身外万物万事の感応・影響によりて、その体質・心性」に生じる変化のことである。

その「遺伝」と「変化」は、個人個人によって違い、同一のものであることは、決してないと言える。

遺伝の異同により優劣の差が生じるということは、この世に生を受けてすぐに優劣の差がある、ということになる。さらに、その体質・心性に起こる変化がそれぞれ異なることにより、優劣の差を加えることになる。

このようなことから優者とは、具体的に言うところ「体質の強健なる者」「生力の旺盛なる者」「心性の豪壮なる者」「敏捷なる者」つまり「他に対して優等なる者」全てと、「遺伝および変化幸いにして良好なるもの」のことである。劣者とは、反対に「体質の羸弱、生力の衰耗、心性の怯懦、あるいは魯鈍」なる者、つまり「他に対して劣等にある者」全てであり、遺伝および変化が「不幸にして良好ならざるもの」のことを言うのである。

全ての動植物は、「遺伝」と「変化」の違いによって、優勝劣敗を繰返し進化してきた。「動物の上位におけるところの」人類も、動物の一種であるから当然、優勝劣敗の生存競争を繰返し、進化してきたと弘之は言う。そして、生存競争において、「優者がつねに捷を獲て、劣者を制すること、すなわち自然淘汰の作用生ずる」ことは、はなはだ当然のことである。ゆえに、現在の文明国において、その文明を創り上げてきた者達は、その太古の時代からずっと優者に当る者達であったと主張するのである。

さらに弘之は、文明国に例を取り、「良正なる優勝劣敗は、け

だし世道の開明においてもっとも欠くべからざるもの」であることを証明する。

太古の野蛮時代の優勝劣敗は、男女長幼や体力の競争に止まるが、文明が進歩することにより、それは精神上の競争へと変化していく⁽¹⁰⁾。それでようやく良正なものとなるのである。さらに「開化進歩の度に応じて(中略)良正なる優勝劣敗はおのずから増し、これによりてさらに開化の進歩を促すこと」になると言う。つまり優勝劣敗は、文明の道を辿るためには欠かせないものである。

このように弘之は、進化主義の正当なことを実証して、当時の日本の政治における急進派が主張した天賦人權主義を、妄想的なものであると主張した。

天賦人權とは、「人類が人々個々生まれながらにして固有するところの自由自治の権利と平等均一の権利」であり、それは人が生まれる時に天から授かるものなので、その「権利は他よりあえて犯すをえず、あえて奪うをえざるもの」である。しかしこの天賦人權主義には、進化主義のように実存する証が何一つないのである。ゆえに天賦人權主義は、妄想主義ということになる。

当時の急進派は天賦人權主義を掲げて、君主制を主張する保守派に対抗していた。進化主義的に考えると、保守派は、日本を支配しているという事実から、生存競争に勝ち残ってきた優者であると言える。それに対して、天賦人權主義は、実存する証が何一つない妄想主義である。それを軽率に実行するとフランスのように、「人民多数の選挙を得たる」政党が、その権利を濫用して「前古無比の暴政を施すこと」になり、いずれば滅びてゆくという例もある。ゆえに保守派は急進派に対して優者であり、その主

張する君主制が正しいということになる。

ここに弘之が、当時の日本の支配者の支配者としての正当性を主張していたことが読み取られると思う。

二、権力と権利

人は皆生まれながらにして、天より自由・平等の権利を授かる、と天賦人權説では言われている。しかし進化主義においては、それは否定される。進化主義では、人類に権利はあるが、それは権力より生じるものであるという。そして権力は生存競争における最大優者が用いるもので、権利はその保護の下に最大優者より人々に与えられるのである。それではその権利は、どのように生じてくるのであろうか。

前の節でも述べたように、優劣の差は優勝劣敗の生存競争を引き起こすものである。ゆえに、「人類世界は実⁽¹¹⁾に千種万種の競争をもって羅織せる一大修羅場」であると言える。しかし、社会が一大修羅場と化さないために、権力が生じそれによって権利は与えられる。つまり生存競争の中から、最大優者が現れ、その権力を用いて人々を統合し、治者・被治者の区別があるような「やや鞏固なる社会」が成立する。そして団結共存の目的が、相互の保護にあるような「邦国」の体裁がたつのである。

そして「邦国」において、団結共存を永続・発展させていくためには、最大優者が専制の権力を用いて、民衆における諸優者の自由を禁じなければならない。なぜなら、民衆における諸優者が各々その思うままに、自由に勢力をふるったならば、そこは優勝劣敗の一大修羅場となり、もはや「鞏固なる社会」ではなくなっ

てしまうからだ。そして自由を禁じる術として、最大優者が全人民に権利と義務とを与える。そこで他人の権利を犯す者は、最大優者によって処罰されることになるので、社会は安全で平和になり、秩序もでき、永続・発展すると言うのである。

社会を安全・平和に維持するということは同時に、民衆の幸福と安全を守り、民衆の間で優劣の差を生じていたと言えらるるので、権利は必ずしも平等にはならないのだ、と弘之は言う。

そしてまた、権利はその始生と同じく、人類の安全と幸福を進めるために、競争によって進歩するものである。

弘之は権利の進歩は四段階に分れるとしている。まず第一段階が、禽獸様世界において吾人が有する権利⁽¹⁶⁾であり、この段階においては人類の権利と称するものは、まだ生じていない。第二段階は「団結共存社会において有する権利⁽¹⁷⁾」である。これはいま紹介してきたように、人類が有する権利が初めて立つ段階である。

そして第三段階は「列国交際の社会において有する権利⁽¹⁸⁾」である。この権利は、国々が互いに権利を認めあひ、平和交際をし、交際法が完備したときに初めて立つものである。これは当時の欧州列国に見ることができ、と弘之は言っている。しかし、それ以外の国々には見ることができず、この進歩は同一の人類・風習のある列国だけに止まっているが、いづれは他の国々も進歩して第四段階に当たる、「宇大全人類交際の社会において有する権利⁽¹⁹⁾」が生ずることになると言う。これは、漸次に進歩していく権利の段階において、世界人類が同一の権利を保有するとき初めて立つ権利である。

このように権利は段々進歩していく。しかしこれはあくまでも漸次的進歩でなくてはならず、公のことであるならなおさらだとする。なぜなら人類全般のことは、動植物の活存とその理を同じにするので、急激な変化は害となって表れてくるからだ。ここにおいて、自由民権運動と急進派の人達を全く否定し、漸進的方針を取った当時の支配者達(保守派)の正しいことを、裏付けている。

さらに「保守と漸進とは社会邦国を興すの道⁽²⁰⁾」であると、はっきりと言いつけている。この言葉には、弘之が当時の政府の方針と同じ考えをもっていたということが見られる。

そしてこの優勝劣敗、さらに権力と権利の関係をみていくと、日本は当時まだ「邦国」とはなっていないと、弘之が認識していることが分かってくる。未だ「邦国」となっていない日本が、すでに「邦国」となっている欧州の思想(天賦人權説)を急に入取れようとしても、それは無理なことなのだ。そこでまず、人々が権利を主張する前に、「邦国」を創り上げることが、進化主義的な考え方であり、国のことを考えた態度であると弘之は言う。そうしなければ、進化主義の実証からすると、急激な変化が害となり、国が減びてしまうと考えたからである。ゆえに天賦人權説を唱えるのは、時期尚早であると主張する。そこで「邦国」を創り上げるためには、専制者となる最大優者が必要となる。弘之はそれを日本という国が始まってから、絶えることなく日本の頂点に君臨してきた、まさしく優者たる天皇に置いたのである。新しい専制者が現れることに期待せず、天皇を最大優者と目するところに、天皇を絶対とする江戸時代の儒教の思想を信じ、古くからの日本

の風習・風俗を愛するような弘之の考えが感じられると思う。

第二章 加藤弘之の国家観

弘之のナシヨナリズムを考えると、その形成は、幕府および明治の国家と弘之との癒着、更に進化主義から受けた影響によってなされたと思う。そこでそれらの諸点を考察して、弘之の国家観を明らかにしていきたい。

加藤弘之は一八三六（天保七）年、但馬国出石城下の谷山町に藩士・加藤正照の長男として生まれた。そして一八四五（弘化二）年、一〇歳のとき藩校である弘道館に入学し、次いで長崎で砲学を学んだ。さらに一七歳のとき（一八五二・嘉永五年）、江戸に出て佐久間象山の門に入り、洋式兵学、および砲術を修得したのである。弘之は、やや上流の藩士の家に生まれ、漢学を学んで育った、典型的な江戸の士族であったと言えるだろう。

弘之が、西洋の学が日本のものより秀でていると感じ始めたのは、象山の門に入った頃からのようだ。なぜならこの頃から、当時主流であった蘭学を始め、イギリス学、ドイツ学なども興味を持ち始めたからである。とくに弘之はドイツ学に興味を示し、ドイツ学の事始めの第一人者であると自称するほどになる。

そして弘之は、蕃書調所教授手伝い（一八六〇・万延元年）・開成所教授職並（一八六四・元治元年）を経て、目付け・大目付けとなり、「幕藩体制の忠実なる支持者」となっていた。弘之はこの頃から、常に支配者の立場に立って物事を考え、支配者を支持する立場に立っていたと言える。つまりはその点で弘之は権

力主義的であったと言える。

そうであれば、幕府が明治政府に変わっても、弘之の立場は変わることはないと思う。ゆえに一般に言われているように、弘之が明治の時代にも、政府の立場に立って物事を考える、「官僚的な学者」となることは、当然のことだったのである。実際明治時代になっても、弘之は政府の重要なポストに就いている。言い換えれば弘之は、何時でも国家を支配するものに絶対的な権力があり、国民また国全体はそれに従うべきである、と考えていたようだ。

それではこのように、弘之を「官僚的な学者」とさせた、幕府や明治政府、また当時の時代的背景はどのようなものであったのだろうか。先にも述べたように、弘之の思想形成期と思われる三〇代半ばまでは、江戸時代であった。ゆえに弘之の思想の基礎的なものは、幕末または江戸時代全般にわたる思想から影響を受けたと思われる。

その江戸時代のおける思想は、元和偃武以後の太平により発達したものであり、「君臣の間に譜代の関係を継続せしめ、忠孝および忠君愛藩一致」を旨としたものであった。そして「こうした徳川封建生活の実際から生まれた特殊な倫理を形而上学的に根拠づけて、それに普遍性を与えようとしたものは、儒教であった」。さらに幕初から、天皇を日本国の頂点と考えて、それへの忠誠も観念的に説かれていた。このことからすると江戸時代の思想は、幕府に好都合の儒教的思想で造り上げられ、その大義名分の頂点たるものが、形式的ではあるが、天皇となっていた。

そこから天皇を敬い、国を愛するというようなナシヨナリズムの思想が、生まれたと思う。そして弘之はこの思想から、多くを学

んだ。弘之のナショナリズムの思想は、この儒教的思想を学んだことにその形成の第一歩があると思う。

さらに幕末になり、ロシア船の北海道進出・イギリス船の長崎襲撃・アメリカ黒船の江戸来航は、「日本の国土が欧米人の侵略の脅威にさらされているという危機感」⁽²⁷⁾を、日本の民衆に間に引き起こした。そしてこの脅威は、「藩国の割拠を超えて、日本国全体が一致団結して国家を愛し民族の独立を図ることが国民的義務」⁽²⁸⁾であるという思想に高まっていった。そこで国全体をまとめる絶対的権威を持つ者として、日本国の頂点と教えられてきた天皇を持ち出してきたのだ。このようにして、いわゆる尊王攘夷思想が生まれたのである。つまり、幕末に活躍した激派の志士たちは、尊王攘夷思想を掲げる国家主義者たちであったと言える。この頃弘之はまだ、尊王思想を主張しておらず、佐幕派であったが、日本国を守らなければならないという考えは、少なくとも尊王攘夷派と同じくらいはあったと思う。そしてこの時点で弘之の考えていた日本国とは、徳川幕府そのものだったのだろう。

しかし徳川幕府は倒れ、尊王攘夷思想を掲げた者たちによって、明治政府が作られた。弘之は明治政府の一員に加わり、明治政府の一員として活躍することになる。倒された幕府を早々に見捨てて、政権を握った明治政府に加わるあたりにも、国を動かすものが絶対的権威を持っている、という弘之の考えが窺えると思う。

ところで明治政府は、今述べたように尊王攘夷思想を掲げた者たちによって作り上げられた政府である。ということとは、やはり国家主義者の集団であったと言える。そしてこの明治政府が目指したのは日本の自立のための近代化であった。そのためにはまず、

西洋列強の侵略から国を守ることが第一である。そのために、明治の二大政策の一つである「富国強兵」は立てられた。つまり、西洋列強の侵略から日本を守するためには、一日も早く西洋列強の水準にまで、日本の国力を引き上げなければならなかった、ということである。このように、明治という時代は政府だけでなく、日本国を欧米諸国の侵略から守るために、国を挙げて、国民全体が国家主義者とならなくてはならなかった時代であった。もちろん弘之も、日本の国民として、一人の思想家としてこの例に漏れることはなかったのである。このように見ると、弘之のナショナリズムの思想の形成に、時代的背景が大きく影響していることが分かる。

弘之の考える国家とは、絶対的な権威を持ったもの——弘之の考えでは、それは江戸時代には將軍であり、明治時代には天皇である——が頂点に立ち、民衆はその頂点に立つものを尊敬し、それに協力するというようなものである。そうすることで、国家は初めて成立すると弘之は考えていたのだと思う。

しかしこれはあくまでも弘之の考え、明治の時代が求めた国家観で、彼が最終的に求めた国家ではないことが、『人権新説』の中では主張されている。それは、「わが邦にありても今日の君権けつして無限専制の実あるに⁽²⁹⁾あらず」と言っているところに、顕著にみられる。そして最終的に目指す国家のために、弘之は当時の国家をも肯定しているのだ。

弘之が、このように国家を肯定するための実証として、進化主義の思想を選んだことは、前にも述べたとおりである。その中でもとくに弘之は、当時日本に紹介されたスペンサー⁽³⁰⁾（一八二〇）

一九〇三年）の社会有機体説を用いた。社会有機体説とは、「社会を一種の有機体と見なし、生物体との類推によって研究しようとする」ものである。例えば、社会を一つの有機体としたとき、国民はその細胞に当たるといふような考え方である。弘之の『人権新説』の中から「権力」と「権利」の關係を取ってみると、民衆の権利は国家の安泰、永続さらには、発展のために与えられるとしているところなどに、社会が成り立つための民衆という考えが読み取れる。そしてそれは社会有機体説につながると思う。

この社会有機体説は、国家有機体説として『人権新説』以後の弘之のナショナリズムの思想の核を、成すものになっていくのである。そこから弘之は、国家は進化するものであり、しかもその進化は、生物界における進化のように、漸進的でなければならぬ、という考えを編み出した。そして、すでに見てきたような、弘之の進化主義をベースとするナショナリズムの思想は、江戸時代に弘之の中に形成された儒教の思想の上に、重ねられたものだと考えよう。

弘之の見る国家とは、時代的背景から見ても進化主義的思想から見ても、最大優者を頂点に戴き、絶対的な権力を所有するものである。そしてそれは発展していくもので、発展の最終段階にまで至るように、国民は国のことを考え、国を愛していかなければならないと主張する。ここに弘之のナショナリズムの思想の核心があるとと言えるだろう。しかしこの弘之の思想は、本人も未熟であったと言っているように、完成されたものではなかった。それだけに、『人権新説』にたいする反駁も多く出された。しかし、多くの人の目を集めたという意味で、弘之の思想が当時の日本と、

日本の思想家たちに与えた影響は、多大なものであったと思う。そこで次の章では、弘之の『人権新説』が社会に与えた影響と、その意義を質していきたいと思う。

第三章 ナショナリズムの構造と意義

『人権新説』出版された当時、それに対する反駁が激しかったことは、前にも述べたことである。ジャーナリズムにおいては、郵便報知新聞、東京横浜毎日新聞、朝野新聞がそれぞれその社説で反駁し、思想界においては、馬場辰猪（一八五〇～一八八八年・嘉永三～明治二年）、植木枝盛（一八四七～一九〇一年・弘化四～明治三四年）、矢野文雄（一八五〇～一九三一年・嘉永三～昭和六年）らがその反駁者であった。弘之の意見に対する反駁は予想以上に激しいものであったようで、『人権新説』初版刊行以来わずか七〇日ほどで、多くの駁論集等が刊行されたことが『人権新説』改訂三版にも記されている。弘之の『人権新説』に對するこのような反駁者が、天賦人權論者であったことは、言うまでもない。そしてその駁論は皆揃って弘之が天賦人權論は妄思想論であると主張する、その根拠の脆弱さを指摘し、それと同時に弘之の進化主義的思想の未熟な点を突いている。

確かに『人権新説』における進化主義的思想の展開は、充分なものではなく、その思想を紹介したにすぎない、と感じられるところもある。つまりその時点で、進化主義的思想は弘之自身のものになっていなかった。それは、弘之がナショナリズムの思想を正当化するための主張であったのではないだろうか。

弘之の思想は、このように進化主義からの借り物的な思想であった。それにもかかわらず、当時の思想界の主流をなしていた自由民権論と天賦人權説に、真つ向から立ち向かうものであったということに、激しい反駁に遭つた理由があると思う。さらにもう一つ弘之自身の、その天賦人權説から、漸進的・保守的な進化主義思想への思想の転換が、批判の理由になっていたとも言えるだろう。弘之は一八六〇（万延元）年に、その初めての著書『鄰艸』を著した頃から、『人権新説』を著すまでに二〇年余りの間、天賦人權論者・自由民権論者として啓蒙活動に精をだしていた。その活動は、明六社の一員として華々しいものであったと言える。そして、弘之自身が唱えた天賦人權説により、後に弘之の反駁にまわることになる植木枝盛のような、精力的な天賦人權論・自由民権論者を生むことになった。

しかし弘之の唱えた天賦人權説を見てみると、それは一八世紀の後半、フランス革命の時に起こつた思想のように、社会的不合理に対する不満により、下の階級の者たちから出たものとは異なっている。まして、自由を求めるための革命的な要素は全く含まれていなかったと思う。それどころか、当時弘之が熱心に学んでいたドイツ学の影響がみられ、立憲君主制をとるドイツ的な社会理論を含むものであった。つまり弘之の唱えた天賦人權説は、明治政府が、自身の躍進のために必要とした範囲内での天賦人權説にすぎなかったのである。そしてそのことは、弘之にとって自由民権論までが、ナシヨナリズムの思想の一部であったことを示すのではないかと思う。そのうちに、弘之ら明六社の思想に啓蒙された、民間からの自由民権運動が台頭してきた。弘之はこのと

きすでに、進化主義思想を積極的に受容していたものと思われる。自由民権運動は政府の抑圧に遭い、一溜りもなくひねり潰された。そして、明治の中期になって、自由民権論・天賦人權説に代わり台頭してきた思想は、支配的な国家思想の要素を多く含む思想であった。それは弘之が『人権新説』で主張した思想と一致するものであり、実証主義、社会ダーウィニズム、また社会有機体説を基礎に置くものであった。

この時期、弘之は明治一九（一八八六）年まで東京大学総理を勤め、それ以後元老院議員官となって、明治二三（一八九〇）年再び帝国大学総長となった。そして、明治二六（一八九三）年これを辞して、明治二八（一八九五）に宮中顧問官に任ぜられている。

このように弘之は、時代思想の変換期に東京帝国大学といった教育機関に携わり、さらに『人権新説』で発表したナシヨナリズムの思想を発展させ、日本の国を教育していったとは言えないだろうか。つまり、明治中期の時代思想の台頭には、弘之の力が大きく影響していると言えると思う。また弘之は啓蒙家として自分の思想を、その官僚的実践の中に生かさそうとしていたのではないだろうか。つまり、『人権新説』における弘之の思想が、明治中期の時代思想を生み、明治国家体制を整備し、確立したと言えるであろう。このように近代日本を作り上げるのに貢献したところに、弘之のナシヨナリズムの思想の意義があると思う。

そしてそれは同時に、欧米列強に立ち向かっていくために、国民が一丸となって国を守るという考えを、民衆に植え付けるための思想にもなり得たのである。そしてその思想はそのまま、日本

を日清戦争（一八九四・明治二十七年）一八九五・明治二十八年）、次いで日清戦争（一九〇四・明治二十七年）一九〇五・明治三八年）へと、導いていったのである。また戦争の合理化にも、進化的主義的思想は有効だったと言えるであろう。

弘之のナショナリズムの思想は、日本の近代化を進めると同時に、日本に戦争への道を辿らせた。しかし前にも述べたように、日本の近代化は、欧米列強と水準を同じくすることから始めなければならなかった。そのためには日本はアジアの列強になる必要がある、と当時の政府・官僚は考えていたのではないだろうか。そして戦争に踏み切ることは、ある程度仕方のないことだ、と考えていたのではないだろうか。しかし弘之の思想は、戦争の合理化を主張したわけではない。弘之の進化的主義的思想の根底には、第二章で明かにしたように、儒教的な思想が流れていたものと思われる。儒教的なものというのは、「大義名分」に基づく忠誠であり、愛国である。そして政教一致の思想である。

弘之にはその忠誠を、進化主義で言う最大優者であり、儒教的に言うところの人格者であると考えた天皇に尽くし、愛国を唱えたナショナリストであったと言えるだろう。そして弘之は政教一致を望み、明治時代にそれを「道徳」と「政治」の一体化、または「道徳の政治化」として、実現させようとしたと言える。弘之は、この点に自身のナショナリズムの意義を置いていたと思われる。なぜなら「道徳の政治化」を行うことによって、政治の場での最大優者は儒教的な人格者となり、弘之の考えていた、本当の意味での頂点に立つことができるからである。そして、その下に協力的な国家を造り上げることが、弘之のナショナリズムの最大の目的

であったのだと思われる。

日本国家主義は、概して欧化主義に対する反動から起こったと言われる。そのため日本独自の文化を愛するものや、昔に戻ることを主張するものが多く出たのである。弘之の場合には、欧化主義に対する反動から起こった思想とは言えないと思うが、昔に戻ろうというような考え方は読み取れると思う。しかし昔に戻ろうというよりも、儒教的な思想が身に着いていて、それが抜け切らなかった。つまるところ、弘之の思想は、儒教によって基礎づけられているのである。

こういった点で、弘之のナショナリズムの思想は、概して前向きではなく、ナショナリストとしての偏り、欠点を見ることができよう。それは、江戸時代を背負い込んだ弘之の思想的限界であり、同時に、欧米列強による半強制的な開国から生じた明治維新によって進められた、日本の近代化の限界にも通じている。

しかし弘之のナショナリズムの思想が、明治という日本の激動の時代に、大きな影響を与えたということは、変わりのない事実である。そのように、時代に影響を与えることができたのは、西洋文化のコピーとも言えるような移入が、巷に横行している中で、弘之の思想がそれとは違っていたからである。

弘之は西洋の思想・文化の移入を通して、それを日本独自のものに作り替えよう、という努力をしたのである。そして、その弘之の日本独自の思想や文化を作り上げていこうとした態度の中で、ナショナリズムの思想が形を整えていった、その点に注目する必要がある。

おわりに

以上明かにしてきたように、加藤弘之の『人権新説』におけるナショナルリズムの思想は、彼の意図に反して明治国家の前向きな発展を促すものではなかった。しかしそこには弘之の愛国心を、十分に読み取ることができよう。

ところで、加藤弘之の研究をして驚いたことは、弘之が実に研究熱心であり、且つ研究範囲も広いことである。その熱心な研究により、弘之は、国家を愛し大切にしようというナショナルリズムの思想を、最も適切に理論づけるものを探していたのではないかと感じた。そしてその理論づけに進化主義の思想を選んだのではないだろうか。弘之はそれを一時は天賦人權説に求めたが、天賦人權説においては儒教の最も大切とするところの、政教一致が成されなかった。つまり、天賦人權説を取ると、儒教の思想では絶対者である人格者的な存在は、必要無くなってしまう。だから弘之は、さらにその理論づけを求めて、進化主義思想に辿り着いたのである。

そして進化主義的な思想が、国家主義の理論づけに適しているという感触を手にしたであろう弘之は、その後も進化主義的な思想により、その国家思想を進めていった。弘之の国家主義思想の頂点に立つものは、その著書『強者の権利の競争』であると言われている。⁽⁸⁾ここに弘之の国家思想は確立され、社会学的にも大きな影響を与えるものとなった。

しかしその思想は、ナショナルリズムという国家と密接な関係にあるものであったため、政治、あるいは政府と、切っても切れない

い関係になってしまったと言える。そしてまた、弘之の思想が国家権力から自由でなかったということに、その問題点があるのではないかと思う。

注

- (1) 鳥井博郎『明治思想史』三九頁引用
- (2) 田端 忍「加藤弘之の国家思想」『同志社論叢五三号』八五頁参照
- (3) 加藤弘之『人権新説』第六条引用
- (4) 同書 第九条参照
- (5・6) 同書 第八条参照
- (7・8) 同書 第一条引用
- (9) 同所 第一三条引用
- (10) 精神上の競争とは、人類世界に適するもので、世道の開明には欠かせないものである。そしてそれは、他人よりも多くの利益を得ようとする私情から起こるものと、社会一般の利益・幸福の増進をさせようとする公心から起こるもの、二通りがある。(同書 第一四条)
- (11) 『人権新説』第一三条引用
- (12) 同書 第二条参照
- (13) 同書 第四条参照。またこのことは、フランス革命における共和制の実現と、その短期間のうちに崩壊したことを指している。
- (14) 同書 第二〇条引用
- (15) 同書 第二四条参照

- (16) (19) 同書 第二九条
- (20) 同書 第三六条引用
- (21) 田端前掲論文 八〇頁参照
- (22) 田端 忍『加藤弘之』二二頁引用
- (23) 同書 六四頁引用
- (24) 明治八年・元老院議員。明治二三年・文部省三等出仕。明治三年・貴族院議員に勅選される。明治二八年・宮中顧問官に任ぜられる。明治三九年・枢密院顧問官に任ぜられる。
- その他、本論第三章に示したように、教育に多く携わっている
- (25・26) 古川哲史・石田一良『日本思想史講座・六 近代の思想・一』一九九頁引用
- (27) 同書 一九九頁引用
- (28) 同書 二〇〇頁引用
- (29) 「殖産興業」と「富国強兵」がそれである。
- (30) 加藤弘之『人権新説』第三六条引用
- (31) イギリスの哲学者。宇宙は進化するという見地をとり、天体の発生から人間生活の諸相にいたる一切を総合的に説明しようとした。その説は当時ダーウィンの進化論の普及とともに国際的にも大きな影響を与え、明治前半期の日本の思想界にもその影響は著しい。
- (32) 『岩波哲学小辞典』一〇三頁引用
- (33) 田端前掲論文 一〇二頁参照
- (34) 『明治思想史』四二頁参照
- (35) 土佐藩出身の思想家。自由党幹部。『天賦人權論』を著し、自由民権運動を促した。

- (36) 土佐藩出身の自由民権運動家。板垣退助に従い活躍。自由党の思想的指導者。一八九〇年衆議院議員になる。
- (37) 矢野龍溪。文学者・政治家。改進黨員で、政治小説のほかに隨筆もあり、新聞人としても有名。

- (38) 『加藤弘之』九二―九三頁参照

- (39) 啓蒙思想団体。森有礼が発議。加藤弘之のほかに福沢諭吉・中村正直・西 周・津田真道・西村茂樹らが参加。明治六年に創立されたので、明六社という。

- (40) 田端前掲論文 六九頁参照

- (41) 『加藤弘之』一〇八―一〇九頁参照

- (42) 内田繁隆『日本政治思想史研究』三七九頁参照

- (43) 田端前掲論文 一〇三頁参照

コメント

渡部 武

第二次世界大戦前後における思想的転向が一時期大問題となった。明治維新前後にも思想的転換はかなり広く現れた。日本人の晩年における日本回帰の現象も顕著である。果して転向か回帰か、検討を要する問題である。加藤弘之は天賦人權説から國權説へ転向したとする教科書的通説に対し、桑久保論文は、彼のうちに一貫するナショナリズムの存在を論証しようとするものである。着眼がよく、論旨は明快である。加藤弘之における江戸儒教および古き伝統とナショナリズムとの間の断絶と連続、ナショナリズムの内容の一層の分析などによる論証に工夫の余地があるが、今後の発展を期待できる論文である。